(驛遞局認可)　(本號六頁)　(日曜日休刊)　(定價三錢)

時事新報

第千二百四十三號
明治十九年四月七日　水曜日
舊丙戌三月四日（丁酉）
日出午前五時十分　日入午後六時二十五分
月出午前八時五十九分　月入午前七時二十二分
滿潮午前七時二十二分　滿潮午後七時三十八分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價
一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓一錢〇郵便税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ揭クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ遞送無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）
東京、横濱、横須賀、從神奈川至小田原驛、兩毛七湖、大坂、京都、大津、神戸、兵庫、靜岡、岡山、甲府、和歌山、宮城、高崎、下ノ關、長崎、名古屋、岡崎、四日市、津、松坂、山形、二本松、石ノ巻、白石、宇都宮、鳥取、八王子、千住、草加、越ヶ谷、栃木、杉戸、幸手、久喜、鹿沼、粕壁、市川、八幡、船橋、佐倉、東金
其他各地近傍配達便宜ノ個所ハ同レク遞送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

日本國の鐵道事業　十八

鐵道事業には利益無かる可らず

利の在る所ハ即ち業の擧る所なり鐵道事業は如何に文明立國の基礎とはいへ若しその事ゑ志て利なしとせば人誰か物好きに可惜大金を投ぢて顧みざるの愚を學ぶべき唯夫れ鐵道の業は利益多志、是を以て世界の人相爭ふてろれ資金と之ゑ放そとにして歸する所は利益の一點に過ぎざるなり聞く方今全世界の鐵道延ハ大數二十六萬四千英里にしてこれゑ元入したる資金の總額一百三十二億弗を下ふず即ちこの大金は鐵道ありてこの方た五十年の其れ間だに四方よりこの業に投入志さるものにて今これを世界萬國の國債總額大數二百七十億弗ゑ比すれバ殆んどその半ゑ當るとぞ、言葉を替へて言へば世界各國の政府が數百年來のろの間に或は外國戰爭を開き又は内國改良を始むる等の目的にて募集せしこの大金額に對し僅々五十年間に單ゑ鐵道といふ一事業ゑ更ゑ新ゑ此額の半數と占取志たりと云ふゑ至りては寧ろ驚くゑ堪へたるの次第にしく畢竟は鐵道に利益多きの致す所なりといふ可し（この調ハ一昨年出版の米國政治大典に據る）この中に就て米國ハ鉄道資本ハ大數七十三億弗の多きを占め（千八百八十二年の計算）これより生ずる一箇年ハ利益配當金五億弗即ち年七分以上の割合なりと聞けり蓋志鐵道事業に利益多ければ多きほど鉄道資金輻湊し來て倍々線路の延長を促せば經濟自然の働きゑて若し或る國の鉄道營業薄利なりと云ふなるに當りてハ世の資本家たる者は必ず其手を引去るべく隨て鉄道事業は最早其國ゑ廢まるを能はざるなり是に於てか政府始て之に干渉し或は私立の鐵道會社ゑ一年六分乃至四分の利子を補給し又は政府自ら國庫金を投じて直接に鉄道布設并ゑ營業とあす等の始末に立至る、詰まる所はその國の鉄道營業薄利にして私立の會社乃ちろの薄利を厭ふを恐るゝに坐するのみ是を英國又は米國の鉄道會社は丕ゑ政府よりの保護を受けず獨立獨行してその体面を全うするゑ引替へ露西亞その他の各國にて官立私立に鉄道甚だ數多き所以たるなり

左れば日本國の鉄道を擴張するに付けても先づ第一ゑ記臆し置くべきハ鉄道營業利益の大小にして更に我輩の見る所と以てすれバ世界中利益の多き鉄道事業は米國の右に出る者あからんと信ずるなり昨年八月刊行の倫敦經濟雜誌に據れば一昨々年英國諸鉄道會社純收入が其拂込資本に對するの割合ハ四分二九、一昨年は同く四分一六とありて今これを米國の平均年七分乃至八分の利潤に比ぞるゑ殆んど半數と稱して可なるほどの相違あるは他に樣々の原因もあるとならんが畢竟は米國の鉄道は建築費廉價にして資本多きを要せざるゆゑ隨て純益配當十分に饒かなると思はるゝなり今こゝゑ參考の爲め英米二邦を外左の數國の利益配當金を揭げて讀者に示さん

年	日耳曼	墺地利匈牙利	荷蘭並に日耳曼鉄道同盟ゑ加入したる其他の國々
一八八二	四、七二	四、七〇	四、五三
一八八三	四、六三	四、七六	四、九〇

右の内日耳曼鉄道の利益は次第に減少の傾きありとす即ち千八百七十九年ゑは全國平均の配當利割年五分四一ありしものが前記の通り八十二年ゑハ四分七二ろの翌八十三年にハ又四分六三とあるは同國の鉄道倍々官有官行とあるれ結果あらんといへり此事に關してハ我輩他ゑ意見もなるが故に進で開陳するれ機を待つとと歐洲鉄道の利益と通常年四分、五分の間ゑ出入する者と看て事實の計算ゑは大相違あらざるなり然るに米國の鉄道營業ハ之に反して平均年七八分の利益を生ぜし時と志ては又一割以上の配當を爲す向も尠からず例へばバルチモーア エンド オハヨー鉄道の如きはその線路崎嶇たる坂地と經昇りて中々の難場と通るものなれども營業の利益は少なからずして年一割の配當をなぞよし志昨年十二月發兌れ鉄道雜誌にも明記しありたり又たペンシルヴアニヤ鉄道會社といへるは世界最大一の鉄道會社にして其資本金は凡ろ一億五千萬弗、既開線路三千英里以上を有し一箇年の收入三千萬圓以上ゑ上る者あるが同社配當の利割は去る八十一年が年八分、八十二年が八分五厘八十三年が同く八分五厘なりしと聞く特ゑ米國鉄道の他に擢んでゝ著しきは純然たる獨立の私社ゑして政府より年八分七分あどいふ保證利子をも請受ず唯自力自働ゑて年八分乃至一割の純利と稼ぎ出すとは大に賞贊すべき事にして彼の日耳曼等の鉄道は直接ゑ政府の管理に屬せざるものにても間接にハ概ね政府保護の恩に浴するとは甚ざ男氣のあき話ゑてまれを米國鉄道會社の獨立獨行するに比すれむ亦格別と云はざるを得ざるなり日本にても未ざ純粹の大私立鉄道會社と見ず今の日本鉄道會社ハ我政府より年八分の補給利子を請受けたるものあて昨年下半期の決算を閱そるゑ該社眞正の純利は凡ろ年六分強ゑ志てこれに政府の補給利子と足し年八分の配當をばなしたれども之と米國私立れ鉄道ゑ比すればその間大に懸隔あると免れざるなり但し我輩は今の日本鉄道會社と捕へろの創業の際とも顧みず故さらゑ喋々志て咎めんと欲する念もなく又英獨隣諸邦鐵道の薄利を罵詈するものゑも非ずたゞ日本にて鐵道事業の隆盛を圖らんと欲せバ須らく利と以てこれを誘ふと大切ゑして利益あきの事業は所詮望みがあるべきの見込も無ければ彼の利益多き米國鐵道の營業と我日本國ゑ移して大に鐵道の擴張と計畫するの必要を世と與に知らんことを祈るものなり（未完）

官報

○通貨ノ事歷（去月廿七日ノ續）

第三章　明治初年舊金銀貨ノ處分

明治初年ニ於ケル我ガ國貨制紛紊ノ概況ヲ繹スルニ舊政府ノ末路財用究乏ヲ告ゲ其ノ急ヲ濟ハンガ爲ニ劣惡ナル二分判金及一分判銀ヲ多ク鑄造シ諸大藩モ亦漸ク私ニ貨幣ヲ鑄ル者アリ明治維新ノ初政府未タ諸藩ノ私鑄ヲ禁ズル能ハザリシ際ニ東北叛藩及他ノ諸大藩各其ノ領地ニ於テ金貨二分判、二朱判及銀貨一分判等ヲ鑄造シテ以テ軍費ニ供充スル者往々之アリ是ニ於テ贋僞貨幣就中贋金二分判ノ世上ニ流布スル者頗ル增加シテ江戸大坂京都ヲ始メ各市街ノ兩換店ニ出入スル二分判ハ凡十餘種ノ多キニ至レリ其ノ十中七八ハ贋金ナルヲ以テ一般人民ノ疾苦ハ勝ケテ名狀スベカラザリキ政府ハ其ノ弊害ヲ防ガント謀リ元年八月二十九日嚴令ヲ諸藩ニ下シテ貨幣贋鑄ノ所爲ヲ警察セシム

然レ圧此ノ八月二十九日ノ嚴令ハ實際ニ其ノ効力ヲ見ルコト難クシテ贋僞濫惡ノ貨幣ハ益々都會ニ湊集セリ蓋シ政府ハ明治元年四月ヨリ江戸金座ニ於テ同五月ヨリ大坂長堀金座ニ於テ劣位ノ二分判、一分判、一朱判（皆安政六年以後文久慶應ニ至ル舊政府ニ於テ鑄造セシ所ノ劣位貨幣ノ型式ニ沿レル者）ノ鑄造ヲ始メ其ノ翌二年二月迄ノ間ニ江戸大坂兩地ニ於テ鑄造發行セラレタル者金二分判三千六十七萬九千六百四十三兩二分、銀一分判百六萬六千八百三十三兩二分、銀一朱判百十七萬千四百兩ノ多キニ至レリ當時政府自ラ劣位ノ貨幣ヲ鑄造發行スルコト既ニ此ノ如シ諸大藩ノ私鑄ヲ禁ズル嚴令ノ實際ニ其効力ヲ見サリシハ亦怪ムニ足ラザルナリ既ニシテ劣惡ナル貨幣彌々蔓延シテ其ノ弊害益々熾ナルヲ以テ啻ニ内國一般之ニ苦ムノミナラス我カ國在留外國商人等亦皆此ノ弊害ニ苦メラレ各其ノ國ノ公使及領事ニ向ヒテ匡救ノ擧アランコトヲ訴フル者踵々歇マス是ニ於テ各外國公使ハ公書ヲ我カ政府ノ外國事務長官ニ致シテ我カ濫惡貨幣ノ弊害ヲ痛論シ速ニ之ヲ矯正救治センコトヲ要求セリ（我カ明治二年正月七日付即西暦一千八百六十九年二月十七日付各國公使ヨリ我カ外務長官ニ致セル公書）其ノ譯ノ大意左ノ如シ

聞ク近來貴國通貨一分銀及二分金貨ノ時價殊ニ下落シテ爲ニ彼我貿易ノ一大妨碍ヲ爲スト、抑我カ千八百六十六年六月二十五日（慶應二年丙寅五月十三日）ノ改定條約ニ據レハ一分銀貨ノ當分ハ銀九分以上混合物一分以下ニシテ「トロイ、ウエート」（即金量）百三十四「ゲレーン」（我カ一匁七毛強）ト決定セリ此ノ銀位ハ一分銀貨三百十一箇ヲ以テ洋銀一百枚ニ當ル者トス然ルニ今ヤ一分銀ノ時價大ニ下落シ一分銀貨三百四十箇若クハ三百五十箇ヲ以テ洋銀每一百枚ニ當ルニ至リ隨ヒテ舶來物品ヲ賣ルニ艱ミ且貴國ノ貨幣ヲ有セル外國人ハ多少ノ損失ヲ被レリ、蓋一分銀貨ノ時價此ノ如ク下落スル所以ノ者ハ是彼我貿易ノ盛衰ニ關シテ然ルニ非ス又貴國政府地金銀ヲ買收スルニシテ其ノ原因ハ全ク千八百六十六年ノ條約ニ定メタル所ノ銀位ヨリモ劣レル惡貨ノ一分銀貨ヲ鑄造シ且贋僞ノ二分金貨流行スル許說ノ流傳スルニ在リ彼ノ千八百六十六年ノ改定條約ニ一分銀貨ノ質分ヲ確定セル以上ハ貴國政府ニ在リテ贋惡貨幣ノ鑄造ヲ許スヘキノ理由ナシ然ルニ此ノ如キ許說ノ流傳スルアレハ則獨リ彼我貿易ノ妨碍ヲ爲スニ止マラス將ニ貴國政府ノ聲譽ヲ墜スニ至ラントス是ヲ以テ我カ輩公使等ハ之ヲ論辯セサルヲ得ス抑政府ナル者ハ當ニ其ノ豫約ノ品量ヲ以テ貨幣ヲ鑄造スヘキノミナラス又必ス其ノ人民ヲシテ贋惡貨幣ヲ濫造セシメサルヲ要ス因リテ請フ速ニ之ヲ處置シテ以テ人心ヲ動搖スル評說ヲ絶チ且貴國貨幣ノ時價ヲシテ激烈ナル低昂ヲ爲サヽラシメヨ（西暦千八百六十九年二月十七日〇明治二年正月七日）

八人民ニ令シテ
年二月二日ノ
ニ設置シテ閲
令）又東京ノ金
二分判一朱判
十二日ノ令）カ
然ルニ政府ノ
ハ再ヒ劃切ナ
ヲ促セリ（千
十二日付）其
鑄ニ二月十
二分金一分
處分アラン
溯間ノ久シ
ヲ得ズ是果
易上ノ利害
日ヲ曠フス
今貴國政府
混和物幾何
分ハ純金幾
貴國政府ハ
於テ一分銀
造スル者ア
幣ト貴國政
カ若クハ貴
ヲ検證シテ
以上各件請
年三月四日

○颶害　大坂
り俄然暴風吹
きは翌日ゑ亘
以て農産物中
（大坂ハ執告）
○虎列剌患者
坂府虎列剌患
○舊田濟洲間
鐵道は略ぼ竣
たり（鐵道局報

雜

○大阪通信
○昨日電報と
の檢事の取調
の豫審裁判ゑ
神崎判事の係
嫌疑人大非
倚ほ同判事の
も右嫌疑者の
に渉る者もあ
別つ都合なり
罪裁判所の公
の出入を禁じ
とも近寄るこ
をなさしめ右
と云へり○當
事は曾て通信
爾用もあれど
右嫌出口の
は一日平均六
より大坂商法
年間の金利、
るに付同會
行大坂支店よ
刊き凡二三間